

重要事項説明書

※申込書への署名または記名・押印は、この書面の受領印を兼ねています。

重説種類

【積立A】(2017.1 改定版)

共栄火災海上保険株式会社

- この書面では、まもるくん（建物更新総合保険）に関する重要事項（「契約概要」、「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。
- ご契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

契約概要

▶ 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

▶ ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、「ご契約のしおり（約款冊子）」^(※)をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。



このマークに記載の項目は、「ご契約のしおり（約款冊子）」の該当項目をご確認ください。

(※)「ご契約のしおり（約款冊子）」は、ご契約後、保険証券とともにお届けしますが、共栄火災ホームページ (<http://yakkan.kyoeikasai.co.jp/>) からのご確認いただけます。なお、Web約款を希望された場合は、「ご契約のしおり（約款冊子）」はお届けしませんのでご注意ください。お申込み後にお届けをご希望される場合は、取扱代理店または共栄火災までお申し出ください。

用語のご説明

主な用語のご説明は次のとおりです。その他の用語については、「ご契約のしおり（約款冊子）」をご確認ください。

用語	説明
き 危険	損害または費用の発生の可能性をいいます。
協定再調達価額	保険の対象である建物の再調達価額を基準として、共栄火災とご契約者または被保険者との間で評価し、協定した額をいいます。
こ ご契約者(保険契約者)	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
さ 再調達価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいい、保険の対象に損害が生じた場合には、その損害が生じた地および時におけるその額とします。
し 時価額	保険の対象の再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いた額をいい、保険の対象に損害が生じた場合には、その損害が生じた地および時におけるその額とします。
傷害(ケガ)	傷害補償特約により補償される事故による傷害をいいます。
傷害見舞費用	損害賠償金を支払うことなく、当社の同意を得て慣習として支払う弔慰金、入院見舞金等の費用および見舞品の購入費用をいいます。
親族	6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
た 他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
と 特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。ご契約の内容により自動的にセットされるものとご希望によりセットできるものがあります。
は 配偶者	原則として法律上の婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。
ひ 被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
ふ 普通保険約款	ご契約いただいた保険契約の基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
ほ 保険金	保険契約により補償される損害が生じた場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	保険契約により補償される損害が生じた場合に当社がお支払いすべき保険金の限度額をいいます。なお、傷害補償特約の保険金額とは、死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額をいいます。
保険年度	保険期間の初日からその日を含めて1年間を第1保険年度といい、その後は順次1年間ずつ、第2保険年度、第3保険年度…といます。
保険の対象	保険契約により補償される物をいいます。
保険料	ご契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
み 未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
め 明記物件	ご契約時に申込書に明記された、宝石・貴金属・書画・彫刻その他美術品などで1個または1組の価額が30万円を超えるものや、稿本・設計書類などをいいます。




このマークに記載の項目は、「ご契約のしおり（約款冊子）」の該当項目をご確認ください。

契約締結前 におけるご確認事項

1 商品の仕組み 契約概要

(1) 契約プラン・特約等

まもるくん（建物更新総合保険）の基本となる補償、任意セットの補償、自動的にセットされる主な特約【自動セット特約】、セットすることができる主な特約【任意セット特約】は次のとおりです。

 保険金をお支払いする場合およびお支払いする保険金の額、ご希望によりセットできる主な特約

基本となる補償（契約プラン）		1型	2型	3型	4型	5型	6型
○：補償します △：補償の有無を選択できます ×：補償しません							
建物、 家財、 設備・ 什器等の 補償 ※2	① 火災、落雷、破裂・爆発※1	○	○	○	○	○	○
	② 風災、 ^{ひょう} 雹災、雪災	○	○	○	○	○	○
	③ 水災	○	○	○	×	×	×
	④ 物体の落下、飛来、衝突	○	○	×	×	○	○
	⑤ 水漏れ	○	○	×	×	○	○
	⑥ 騒擾・労働争議等	○	○	×	×	○	○
	⑦ 盗難	○	○	×	×	○	○
	⑧ 不測かつ突発的な事故	○	×	×	×	○	×
費用の 補償 ※3	臨時費用	△	△	△	△	△	△
	地震火災費用	○	○	○	○	○	○
	残存物取片づけ費用	○	○	○	○	○	○
	水道管修理費用 (保険の対象が建物の場合)	○	○	○	○	○	○

自動
セット特約

【住宅以外（専用店舗、事務所等）の場合】

修理付帯費用補償特約

任意
セット特約 (主なもの)

個人賠償責任補償特約

傷害見舞費用特約

類焼損害特約

借家人賠償責任補償特約

施設賠償責任補償特約

傷害補償特約

○：補償します ×：補償しません

ケガの補償	補償タイプ		
死亡	○	○	○
後遺障害	○	○	○
入院	○	○	×
手術	○	○	×
通院	○	×	×

入院保険金支払限度
日数変更特約 (60日用)

通院保険金支払限度
日数変更特約 (30日用)

地震保険

地震、噴火、津波の補償

※居住用建物（併用住宅を含みます。）またはその収容家財に原則セット

- ※1 損害発生・拡大防止のために必要または有益な費用を支出した際に、損害防止費用（消火薬剤の再取得費用等）を実費でお支払いします。
- ※2 「建物、家財、設備・什器等の補償」に関する損害保険金のお支払いの際には、自己負担額が差し引かれます。
- ※3 費用の補償の詳細については、「ご契約のしおり（約款冊子）」をご確認ください。

(注) 5型・6型はマンション戸室等で水災の危険が少ない場合にご選択いただけます。

(2) 自己負担額


この保険では、保険金の計算にあたって損害の額から自己負担額を差し引きます。自己負担額は、なし（0円）、1万円、3万円、5万円、10万円からご選択いただけます。ただし、なし（0円）をご選択された場合でも、不測かつ突発的な事故における自己負担額は1万円となります。

(注) 住宅以外（専用店舗、事務所等）の場合は、自己負担額は、上記の5種類のほか、20万円、50万円、100万円からも選択できます。

2 基本となる補償、保険の対象および保険金額の設定方法等

(1) 基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

基本となる補償（契約プラン）の概要および保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。
詳しくは普通保険約款・特約をご確認ください。

 保険金をお支払いしない
主な場合

保険金をお支払いする場合 (次のいずれかの事故により保険の対象に損害が生じた場合)		保険金をお支払いしない主な場合
① 火災、落雷、破裂・爆発	火災（消防活動による水濡れを含みます。）、落雷、破裂または爆発（気体または蒸気の急激な膨張を伴う破裂またはその現象）	<ul style="list-style-type: none"> ●ご契約者、被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ●家財または設備・什器等の置き忘れまたは紛失 ●家財または設備・什器等が保険証券記載の建物外または付属建物外にある間に生じた事故 ●火災等の事故の際における保険の対象の盗難 ●地震・噴火またはこれらによる津波（地震火災費用保険金は除きます。） ●核燃料物質または放射能汚染による事故 ●保険の対象の欠陥 ●保険の対象の自然の消耗・劣化・性質によるさび、かび、変色、発酵、ひび割れ、肌落ち等 ●ねずみ食い、虫食い等 ●保険の対象の機能の喪失または低下を伴わない、通常の使用・管理において生じるすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等の外観上の損傷・汚損 など
② 風災、雹災、雪災	台風、旋風、竜巻、暴風等による風災（洪水、高潮等を除きます。）、雹災または豪雪（雪の重み、落下等による事故）、雪崩による雪災（融雪水の漏入・凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。）	
③ 水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災 ※保険の対象に次のア、またはイ、の損害が生じた場合に限ります。 ア. 評価額（協定再調達価額または再調達価額）の30%以上の損害 イ. 床上浸水（地盤面より45cmを超える浸水を含みます。）による損害	
④ 物体の落下、飛来、衝突	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触	
⑤ 水濡れ	給排水設備に生じた事故（その給排水設備自体に生じた損害を除きます。）または他人の占有する戸室で生じた事故による水濡れ	
⑥ 騒擾・労働争議等	騒擾等の集団行動、労働争議に伴う暴力行為または破壊行為	
⑦ 盗難	盗難によって保険の対象について生じた盗取、損傷、汚損	
現金・預貯金証書等の盗難 (保険の対象が家財または設備・什器等の場合)	家財が保険の対象である場合において、保険証券記載の建物内における生活用の通貨、小切手※1、預貯金証書※2、印紙、切手もしくは乗車券等※3の盗難、または設備・什器等が保険の対象である場合において、保険証券記載の建物内における業務用の通貨もしくは預貯金証書※2の盗難 ※1 小切手の振出人・支払金融機関あてにただちに被害の届出を行い、かつ、その小切手に対して支払金融機関による支払がなされた場合に限ります。 ※2 預貯金先にただちに被害の届出を行い、かつ、その預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出された場合に限ります。 ※3 ただちに乗車券等の発行者あてに被害の届出をした場合に限ります。	
⑧ 不測かつ突発的な事故	①から⑦までの事故を除く、不測かつ突発的な事故 ※凍結によって専用水道管について生じた損壊を除きます。	上記のほか、「不測かつ突発的な事故」の保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。 ●通常の使用・管理以外で生じた保険の対象の機能に支障をきたさない、外観上の損傷・汚損（落書きを含みます。） ●風、雨、雪、雹、砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害 ●保険の対象のうち、次のものに生じた損害 ・コンタクトレンズ、眼鏡等 ・携帯電話、ノート型パソコン、電子辞書、携帯ゲーム機等 ・自転車・総排気量が125cc以下の原動機付自転車 ・動物および植物 ●電球等の管球類のみに生じた損害 など

(2) お支払いする保険金の額 **契約概要** **注意喚起情報**

契約プランの補償の対象となる事故により、保険の対象に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。



保険金をお支払いする場合およびお支払いする保険金の額

保険の対象	損害保険金の額												
建 物	<p>① 次のいずれかに該当する場合 〔1事故につき、保険金額が限度〕 ア. 建物協定再調達価額保険特約をセットした場合 イ. 保険金額が再調達価額の80%以上である場合</p> $\boxed{\text{損害の額}^{\ast 1} \text{ (協定再調達価額または再調達価額基準)}} - \boxed{\text{自己負担額}^{\ast 2}}$ <p>② ①以外の場合 〔1事故につき、保険金額が限度〕</p> $\left(\boxed{\text{損害の額}^{\ast 1} \text{ (再調達価額基準)}} - \boxed{\text{自己負担額}^{\ast 2}} \right) \times \frac{\boxed{\text{保険金額}}}{\boxed{\text{再調達価額}} \times \boxed{80\%}}$												
家財、設備・ 什器等 ^{※3}	<p>① 次のいずれかに該当する場合 〔1事故につき、保険金額が限度〕 ア. 保険の対象が家財で、家財実損払特約をセットした場合 イ. 保険金額が再調達価額の80%以上である場合</p> $\boxed{\text{損害の額}^{\ast 1} \text{ (再調達価額基準)}} - \boxed{\text{自己負担額}}$ <p>② 保険金額が再調達価額の80%未満である場合で、次のいずれかに該当するとき 〔1事故につき、保険金額が限度〕 ア. 保険の対象が家財で、家財実損払特約をセットしていない場合 イ. 保険の対象が設備・什器等である場合</p> $\left(\boxed{\text{損害の額}^{\ast 1} \text{ (再調達価額基準)}} - \boxed{\text{自己負担額}} \right) \times \frac{\boxed{\text{保険金額}}}{\boxed{\text{再調達価額}} \times \boxed{80\%}}$												
現金・預貯金証 書等の盗難	<p>損害の額 〔1事故、1敷地内につき下表の金額が限度〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険の対象</th> <th>生活用の通貨、小切手、印紙、切手、乗車券等</th> <th>業務用の通貨</th> <th>預貯金証書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家 財</td> <td>20万円</td> <td>—</td> <td>200万円または家財の保険金額のいずれか低い額</td> </tr> <tr> <td>設備・什器等</td> <td>—</td> <td>30万円</td> <td>300万円または設備・什器等の保険金額のいずれか低い額</td> </tr> </tbody> </table>	保険の対象	生活用の通貨、小切手、印紙、切手、乗車券等	業務用の通貨	預貯金証書	家 財	20万円	—	200万円または家財の保険金額のいずれか低い額	設備・什器等	—	30万円	300万円または設備・什器等の保険金額のいずれか低い額
保険の対象	生活用の通貨、小切手、印紙、切手、乗車券等	業務用の通貨	預貯金証書										
家 財	20万円	—	200万円または家財の保険金額のいずれか低い額										
設備・什器等	—	30万円	300万円または設備・什器等の保険金額のいずれか低い額										

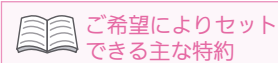
※1 損害の額の算出方法については、普通保険約款・特約をご確認ください。

※2 保険の対象が建物の場合、建物を復旧できないときや損害の額が協定再調達価額または再調達価額に達したときは、自己負担額を差し引きません。

※3 保険の対象が家財明記物件または設備・什器等明記物件の場合の損害保険金の算出方法については、普通保険約款をご確認ください。

(注) 上記の保険金以外に、事故によって発生する費用を保険金としてお支払いする場合があります。詳しくは、普通保険約款をご確認ください。

(3) 主な特約の概要 契約概要



まもるくん（建物更新総合保険）にセット可能な主な特約は、次のとおりです。特約の詳細およびその他の特約については、普通保険約款・特約をご確認ください。

特約の名称	特約の補償内容
傷害補償特約※	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、死亡した場合や入・通院をした場合などに保険金をお支払いします。
個人賠償責任補償特約	日本国内外を問わず、被保険者が、住宅の所有・使用・管理または日常生活に起因した事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりした結果、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。（国内の事故にかぎり一定の条件の下、損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。）
傷害見舞費用補償特約	偶然な事故によりケガを負わせた相手に対し、被保険者が支払う傷害見舞費用について、保険金をお支払いします。
類焼損害特約	火災、破裂または爆発によって近隣の住宅建物またはその収容家財に損害を与えた場合に保険金をお支払いします。
借家人賠償責任補償特約	建物を借用している方が火災、破裂・爆発、給排水設備の事故に伴う水濡れ（給排水設備自体に生じた損害を除きます。）、盗難により借用戶室に損害を与えた結果、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※傷害補償特約の保険金額の設定にあたっては次の点にご確認ください。お客さまが実際に契約する傷害補償特約の保険金額については、申込書の同保険金額欄、普通保険約款・特約等でご確認ください。

- 傷害補償特約の保険金額には、それぞれ引受けの限度額があります。保険金額は、被保険者の年齢・年収等に照らして適正な額となるように設定してください。
- 死亡・後遺障害保険金額は、次の①～③のいずれかに該当する場合、他の保険契約等と合計して、1,000万円が上限となります。
 - ①傷害補償特約の被保険者が保険期間の開始時点で満15歳未満の場合
 - ②ご契約者と傷害補償特約の被保険者が異なる契約において、その被保険者の同意がない場合
 - ③配偶者・その他の親族の方がご契約いただける死亡・後遺障害保険金額
- 被保険者ご本人の年齢によっては、ご契約をお断りさせていただく場合やご契約金額を制限させていただく場合がございます。

(4) 補償重複に関するご注意 注意喚起情報

下表の特約のご契約にあたっては、補償内容が同様のご契約（まもるくん（建物更新総合保険）以外のご契約にセットされる特約や共栄火災以外のご契約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

(注) 1契約のみに特約をセットした場合、転居等によりご契約を解約したときやご契約内容を変更したときには、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

〈補償が重複する可能性のある主な特約〉

	特約の名称	補償の重複が生じる他のご契約の例
①	個人賠償責任補償特約	火災保険、傷害保険、自動車保険等にセットされる個人賠償責任特約、日常生活賠償責任補償特約 など
②	傷害見舞費用補償特約	火災保険等にセットされる傷害見舞費用補償特約 など
③	類焼損害特約	火災保険等にセットされる類焼損害特約 など
④	借家人賠償責任補償特約	火災保険等にセットされる借家人賠償責任補償特約 など


(5) 保険の対象 **契約概要**

保険の対象は、日本国内にある住居専用の建物（専用住宅）、住居と店舗・事務所等を併用している建物（併用住宅）、店舗・事務所等の建物（住宅以外）、これらの建物に収容されている家財または設備・什器等です。保険の対象の範囲は下表のとおりです。

保険の対象		保険の対象の範囲
①	建物	被保険者の所有する次のア.～エ.の物は、特に取り決めがないかぎり、保険の対象に含まれます。 ア. 畳、建具その他これらに類する物 イ. 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に取り付けられたもの ウ. 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に取り付けられたもの エ. 門・塀・垣、物置・車庫その他の付属建物
②	家財	●次のア.～カ.の物は、保険の対象に含まれません。 ア. 自動車、自動三輪車および自動二輪車（総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。） イ. 現金、小切手、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等（定期券を除きます。）その他これらに類する物※1、※2 ウ. 商品・製品等 エ. 設備・什器等（保険の対象が家財である場合） オ. 家財（保険の対象が設備・什器等である場合） カ. データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物※3 ※1 盗難を補償する家財のご契約にかぎり、イ.のうち、生活用のもの（小切手以外の有価証券は除きます。）の盗難の場合、保険の対象として取り扱います。 ※2 盗難を補償する設備・什器等のご契約にかぎり、イ.のうち業務用の通貨または預貯金証書の盗難の場合、保険の対象として取り扱います。 ※3 カ.のうち、新品のコンピュータにすでに記録されていたもの（OSなど）が、そのコンピュータと同時に補償の対象となる事故により損害を受けた場合にかぎり、保険の対象に含まれます。
③	設備・什器等	●明記物件は、ご契約時に申込書に明記することにより、保険の対象に含めることができます。 ●次のア.またはイ.の物は、特に取り決めがないかぎり、家財に含まれます。 ア. 被保険者の親族が所有する家財 イ. 建物と家財の所有者が異なる場合、①のア.～ウ.の物で被保険者の所有する生活用のもの ●建物と設備・什器等の所有者が異なる場合、①のア.～ウ.の物で被保険者の所有する業務用のものは、特に取り決めがないかぎり、設備・什器等に含まれます。

(6) 保険金額の設定 **契約概要**

保険金額は、保険の対象ごとに100万円を下限として、次のとおり設定してください。お客さまが実際に契約する保険金額については、申込書の保険金額欄、普通保険約款・特約等でご確認ください。なお、複数の契約に分けて加入する場合は、まとめて契約するよりも、保険料の合計額が高くなる場合がありますのでご注意ください。

 保険金額・満期返れい金額等について

保険の対象	セットする特約	保険金額の設定
建物	建物協定再調達価額保険特約	協定再調達価額の10%～100%の範囲内で、保険金額を設定することができます。
	—	100万円から再調達価額までの範囲内で、保険金額を設定することができます。*
家財	—	100万円から再調達価額までの範囲内で、保険金額を設定することができます。ただし、明記物件が保険の対象に含まれる場合は、明記物件の保険金額（時価額基準）と合算します。*
設備・什器等	—	

※保険金額が再調達価額を超過していた場合は、その超過部分については保険金をお支払いすることができません。また、保険金額が再調達価額に満たない場合は、お支払いする保険金が損害の額よりも少なくなることがあります。

(7) 保険期間および補償の開始・終了時期 **契約概要** **注意喚起情報**

保険期間 ▶ 3年～10年の整数年（ご契約条件によって異なります。）

補償の開始 ▶ 保険期間の初日（始期日）の午後4時（申込書にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）

補償の終了 ▶ 保険期間の末日（満期日）の午後4時

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み **契約概要**

保険料は、保険金額・満期返れい金の額、保険期間、払込方法、建物の用途・所在地・構造等によって決まります。お客さまが実際にご契約する保険料については申込書の保険料欄でご確認ください。

(2) 保険料の払込方法 **契約概要** **注意喚起情報**

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を払い込む一時払と複数の回数に分けて払い込む分割払とがあります。ただし、ご契約内容によりご選択いただけない払込方法があります。

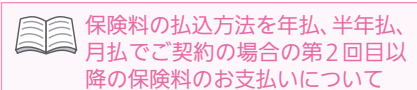


■ご契約時に保険料を払い込む方法の場合のご注意

保険期間が始まった後でも、保険期間の初日（始期日）から取扱代理店または共栄火災が保険料を領収するまでの間に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い **注意喚起情報**

①保険料の払込方法が分割払の場合、第2回目以降の保険料は、払込期日までに払い込んでください。払込期日までに保険料の払込みがない場合は、払込期日の属する月の翌月末日までを払込猶予期間とします。



②払込猶予期間までに保険料の払込みがない場合は、あらかじめ反対のお申し出がないかぎり、払込済保険料の一定額の範囲内で自動的に保険料を立て替えます（保険料の振替貸付）。なお、立替金額に対しては別途利息をいただきます。ただし、保険料の振替貸付ができない場合には、ご契約は失効します。

4 満期返れい金・契約者配当金 **契約概要**

①まもるくん（建物更新総合保険）では、保険期間が満了し保険料全額の払込みが終了している場合は、満期返れい金を保険期間の満了日の翌営業日以降に、ご契約者にお支払いします。なお、保険期間、払込方法、予定利回り等のご契約内容により、満期返れい金の額は払い込まれた積立部分の保険料の合計額より少ない金額となることがあります。

②払い込まれた積立部分の保険料が予定利回りを超えて運用された場合は、満期返れい金に加えて契約者配当金をお支払いします。ただし、積立部分の運用利回りが予定利回りを超えなかった場合は、契約者配当金をお支払いしません。

5 地震保険の取扱い

(1) 商品の仕組み **契約概要** **注意喚起情報**

地震保険は、まもるくん（建物更新総合保険）（以下⑤において「主契約」といいます。）とあわせてご契約ください。地震保険を単独でご契約いただくことはできません。地震保険のご契約を希望されない場合には、申込書の「地震保険未加入時のご確認欄」にご署名（または押印）ください。

(2) 補償内容 **契約概要** **注意喚起情報**

地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって建物、家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従って行います。



損害の 程 度	保険金をお支払いする場合		お支払いする 保険金の額
	建 物	家 財	
全 損	主要構造部※の損害の額が建物の時価額の50%以上	家財の損害の額が家財の時価額の80%以上	地震保険の保険金額の全額(時価額が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の70%以上		
大半損	主要構造部※の損害の額が建物の時価額の40%以上50%未満	家財の損害の額が家財の時価額の60%以上80%未満	地震保険の保険金額の60%(時価額の60%が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の50%以上70%未満		
小半損	主要構造部※の損害の額が建物の時価額の20%以上40%未満	家財の損害の額が家財の時価額の30%以上60%未満	地震保険の保険金額の30%(時価額の30%が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の20%以上50%未満		
一部損	主要構造部※の損害の額が建物の時価額の3%以上20%未満	家財の損害の額が家財の時価額の10%以上30%未満	地震保険の保険金額の5%(時価額の5%が限度)
	全損・大半損・小半損に至らない建物が床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合		

※基礎、柱、壁、屋根等をいいます。

(注) 1回の地震等※による損害保険会社全社の支払保険金総額が11兆3,000億円(平成28年10月現在)を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{算出された保険金の額} \times \frac{11 \text{兆} 3,000 \text{億円}}{\text{算出された保険金の総額}}$$

※72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

(3) 保険金をお支払いしない主な場合等 契約概要 注意喚起情報

- 保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害
- 地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後生じた損害
- 門・塀・垣のみに生じた損害
- 損害の程度が一部損に至らない損害 など

(4) 保険期間 契約概要

- 地震保険を1年ずつ自動的に継続する方式により、主契約の保険期間と合わせてご契約いただきます。なお、主契約の払込方法が一時払の場合には、最長5年までの長期契約を自動的に継続する方式により、主契約の保険期間と合わせてご契約いただくこともできます。
- 主契約の保険期間の途中から地震保険をご契約いただくこともできます。

(5) 引受条件(保険の対象、保険金額の設定、保険料決定の仕組み等) 契約概要

- 地震保険の対象は「居住用建物」または「居住用建物に収容されている家財一式」です。これらに該当しない場合は保険の対象とすることはできませんのでご注意ください。
- 次の物は地震保険の対象に含まれません。

<ul style="list-style-type: none"> ○ 現金、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物 ○ 自動車 ○ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個・1組の価額が30万円を超えるもの ○ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物 ○ 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物

- 地震保険の保険金額は、主契約の保険金額の30%~50%の範囲内で設定してください。ただし、他の地震保険契約と合算して、建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。なお、アパート・マンションのご契約では限度額が異なる場合があります。また、地震保険に2契約以上加入されている場合は、保険金額を合算して限度額を適用します。
- 地震保険の保険料は、保険金額のほかに、建物の所在地・構造により異なります。また、所定の確認資料のご提出により、免震・耐震性能に応じた免震建築物割引、耐震等級割引、耐震診断割引、建築年割引を適用できる場合があります。お客さまが実際に契約する保険料については、申込書の保険料欄でご確認ください。

(注) 大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約および増額契約はお引受けできませんのでご注意ください。

(6) 満期返れい金・契約者配当金 契約概要

地震保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

契約締結時におけるご注意事項

1 告知義務（申込書の記載上の注意事項） 注意喚起情報

- ご契約者または被保険者には、ご契約時に告知事項について事実を正確にお申し出いただく義務（告知義務）があります。告知事項とは、危険に関する重要な事項として共栄火災が告知を求めるもので、申込書において★印がついている項目のことです。
- ご契約時にお申し出いただいた告知事項が事実と異なる場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、告知事項の記載内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

■主な告知事項

主 契 約	<ul style="list-style-type: none"> ○保険の対象の所在地 ○建物の建築年月 ○建物の種類（構造） ○建物の用法（用途） ○他の保険契約等 <p style="text-align: right;">など</p>
傷 害 補 償 特 約	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者（本人） ○被保険者（本人）の職業・職種 ○他の保険契約等 <p style="text-align: right;">など</p>

2 クーリングオフ 注意喚起情報

保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除（以下「クーリングオフ」といいます。）を行うことができます。

お申し出いただける期間

「ご契約のお申込日」または「本書面の受領日」のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内にお申し出いただく必要があります。

お手続き方法

上記期間内（期間内の消印有効）に共栄火災「クーリングオフ担当」宛に必ず郵便でご通知ください。*

※取扱代理店はクーリングオフのお申し出を受け付けることはできませんので、ご注意ください。

払い込みいただいた保険料の取扱い

クーリングオフをお申し出された場合は、すでに払い込みいただいた保険料はお返しします。

また、共栄火災および取扱代理店は、お客さまにクーリングオフによる損害賠償金または違約金を一切請求いたしません。

なお、保険期間の初日（始期日）以後にクーリングオフのお申し出をされる場合は、保険期間の初日（保険期間の初日以後に保険料を払い込みいただいたときは、共栄火災が保険料を受領した日）からクーリングオフのお申し出までの期間に相当する保険料を日割でお支払いいただくことがあります。

宛先およびご通知いただく事項（記載例）

（あて先）〒179-0075 東京都練馬区高松5の8の20
共栄火災海上保険株式会社 クーリングオフ担当 行
（記入例）

下記保険契約をクーリングオフします。

申 込 者 住 所：00000000	証券番号または
氏 名：00000000	領 収 証 番 号：00000000
連絡先電話番号：00000000	保 険 期 間：平成00年00月00日
申 込 日：平成00年00月00日	～平成00年00月00日
保 険 種 類：000保険	取 扱 営 業 店 名：0000000
	取 扱 代 理 店 名：0000000

※自署以外の場合は、お名前の後に押印をお願いします。

クーリングオフができない場合

- 保険期間が1年以内のご契約（自動継続特約を付帯した契約を含みます。）
- 営業または事業のためのご契約
- 法人または社団・財団等が締結されたご契約
- 質権が設定されたご契約
- 第三者の担保に供されているご契約
- 「通信販売に関する特約」に基づき申し込まれたご契約
- 賃貸借契約等により契約が義務づけられている借家人賠償責任補償特約を付帯したご契約

3 傷害補償特約の死亡保険金受取人 注意喚起情報

①特に死亡保険金受取人を定めなかった場合
死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

②死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合※
傷害補償特約の被保険者の同意を確認するための署名等をいただきます。なお、ご契約者と傷害補償特約の被保険者が異なるご契約を、その被保険者の同意のないままに契約されていた場合は、傷害補償特約が無効となります。

※法人等がご契約者および死亡保険金受取人となり従業員等を傷害補償特約の被保険者とする場合は、ご契約者から傷害補償特約の被保険者（従業員等）のご家族等に対し、保険の加入についてご説明ください。

③ご契約後に死亡保険金受取人を変更する場合
傷害補償特約の被保険者の同意を確認するための署名等をいただきます。


4 その他

- ①「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、積立保険のお申込みや大口の現金取引などを行うにあたって、取引時確認を行うことが義務づけられています。ご契約のお申込みにあたり、公的証明書のご提示、ご職業や取引目的のご申告などをお願いすることがありますので、ご了承ください。また、ご職業の変更など、確認させていただいた内容が変更された場合には、取扱代理店または共栄火災にご連絡ください。
- ②米国の税法「FATCA（外国口座税務コンプライアンス法）」および日米政府間の「国際的な税務コンプライアンスの向上及びFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明」に対応するため、このご契約へのお申込みにあたっては、下記に該当しない旨を宣誓していただきます。
 - 個人のお客さまの場合 米国における納税義務者
 - 法人のお客さまの場合 米国に登記された非上場の法人、または、議決権等の25%超を直接・間接に米国人あるいは米国法人に保有されている非上場の法人

上記に該当する場合は、書面をご提出していただきますのでお申し出ください。なお、お客さまのご事情の変化により上記に該当すると推測される場合など、ご契約の締結後であっても、米国税法で規定される文書の提出などをお願いすることがあります。
- ③「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に基づき、ご契約をお申込みいただく際や、解約返れい金または満期返れい金をお支払いする際に、お客さまの氏名、住所、生年月日および居住地図等を記載した届出書の提出をお願いすることがありますので、ご了承ください。また、ご契約者が変更となる場合や、ご契約者の居住地図が変更となる場合は、取扱代理店または共栄火災にご連絡ください。

契約締結後 におけるご注意事項

1 通知義務等 注意喚起情報

 契約締結後における留意事項（通知義務など）、ご通知いただいた後のご契約の取扱い

ご契約者または被保険者には、通知事項に変更が生じた場合に遅滞なく通知していただく義務があります。通知事項とは、申込書において☆印がついている項目のことです。通知事項の変更について通知していただけない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことや削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

■ご注意ください事項

- 通知事項に掲げる事実が発生し、次の①または②に該当する場合には、お引受けを継続することができないため、ご契約を解除する必要がありますので、ご注意ください。
 - ①保険の対象が日本国外に移転した場合
 - ②まもるくん（建物更新総合保険）でお引受けできない建物の用途に変更された場合（詳しくは、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。）
- ご契約後、次の場合には、ご契約内容の変更等が必要となりますので、取扱代理店または共栄火災にご通知ください。

■主な通知事項

主 契 約	<ul style="list-style-type: none"> ○建物の種類（構造）または用法（用途）を変更した場合 ○保険の対象の所在地を変更した場合 ○告知事項の内容（「他の保険契約等」は除きます。）に変更が生じた場合 など
傷害補償特約	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者（本人）を変更する場合 ○被保険者（本人）の職業・職種を変更した場合 など

■ご契約の変更が必要となる主な場合

- 保険の対象を譲渡・売却する場合※
※ご契約の継続（ご契約の権利および義務の移転）を希望される場合は、事前にご通知ください。
- ご契約者の住所または通知先を変更した場合
- ご契約締結後に保険の対象の価値が著しく増加または減少した場合（建物の増築・改築等） など

2 契約者貸付制度

契約概要

- ご契約は有効なまま資金をお貸しする契約者貸付制度がご利用いただけます。
- お貸しできる金額は、共栄火災の定める範囲内となります。
- 原則として保険期間の初日から2か月以内または満期直前4か月以内のご契約については、お貸しできません。



契約者貸付制度について

3 解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、取扱代理店または共栄火災にお申し出ください。

■ご注意いただく事項

- 解約の条件によって、始期日から解約日までの既経過期間や、解約日から満期日までの未経過期間、およびすでに払い込まれた保険料等により計算した解約返れい金を返還します。(解約返れい金を返還できない場合もあります。また、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。)
- 解約返れい金は多くの場合、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となります。解約返れい金の額等の詳細は、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

4 傷害補償特約の被保険者からの解除

注意喚起情報

傷害補償特約の被保険者がご契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、傷害補償特約の被保険者はご契約者にご自身の傷害補償特約の解除を求めることができます。この場合、ご契約者はその被保険者の傷害補償特約を解除しなければなりません。



傷害補償特約の被保険者による傷害補償特約の解除請求について

その他 ご留意いただきたいこと

1 取扱代理店の権限

注意喚起情報

取扱代理店は、共栄火災との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、共栄火災と直接契約されたものとなります。

2 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして「損害保険契約者保護機構」があり、共栄火災も加入しています。まもるくん（建物更新総合保険）（ご契約者が個人、小規模法人*またはマンション管理組合である場合）および地震保険（すべての契約）は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、引受保険会社が破綻した場合でも保険金、満期返れい金、解約返れい金等はそれぞれ次のとおり補償されます。

*破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。

保険種類	保険金（事故発生時の補償）	補償部分の解約返れい金	満期返れい金等 積立部分の解約返れい金
建物更新 総合保険	破綻後3か月以内の保険事故 …………… 100%	80%	80%
	破綻後3か月経過後の保険事故 …………… 80%		
地震保険	100%	100%	—

（注）保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、補償割合が追加で引き下げとなる場合があります。

上記のほか、保険契約の移転等の際にご契約の条件の算定基礎となる基礎率に変更される場合など、補償割合が変更される場合があります。



このマークに記載の項目は、「ご契約のしおり（約款冊子）」の該当項目をご確認ください。

3 個人情報の取扱い 注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、共栄火災が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、共栄火災およびグループ各社が、この保険契約以外の商品・各種サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・各種サービスのご案内のために利用することがあります（商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。）。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

●契約等の情報交換について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

●再保険について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求のために、再保険引受会社に提供することがあります。

詳しくは、共栄火災ホームページをご覧ください。

<http://www.kyoeikasai.co.jp/>

4 ご契約の条件について

過去の事故の発生状況等によっては、ご契約条件（ご契約の引受け・補償内容等）についてお客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。


5 重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険金を支払わせることを目的として損害または事故を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと
- ④ 他の保険契約等との重複により、傷害補償特約の保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること
- ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に共栄火災の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

6 事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。なお、保険金の請求を行う場合は、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、「ご契約のしおり（約款冊子）」の「事故が起こった場合の手続き」に記載の書類等をご提出いただくことがあります。

 **事故が起こった場合の手続き**

この「重要事項説明書」に記載のない次の事項については、「ご契約のしおり（約款冊子）」をご確認ください。

 **契約内容登録制度について、保険証券について、税法上のお取扱い 等**

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、カスタマーセンターまでご連絡ください。

カスタマーセンター 0120-719-112（無料）

【受付時間】 平日 午前9:00～午後6:00

※お申出の内容に応じて、取扱代理店・共栄火災営業店・損害サービス課・損害サービスセンターへお取次ぎする場合がございます。

もしも事故が起こったら…

すみやかに取扱代理店または下記までご連絡ください。

24時間事故受付サービス「あんしんほっとライン」

0120-044-077（無料）

指定紛争解決機関 注意喚起情報

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 【ナビダイヤル（通話料有料）】

【受付時間】 平日 午前9:15～午後5:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）